

令和8年度 進学エンカレッジ推進事業

業務委託 企画提案応募要領

この要領は、キャリア・ビルドアップ事業の細事業の1つである進学エンカレッジ推進事業の業務委託に関する企画提案および契約の締結において、留意すべき事項を記したものです。

今回の公募は、国及び県の令和8年度本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力が生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合や、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。また、内閣府による企画提案内容の確認が得られなかった場合においても、契約を締結しないことがあります。

1 業務概要

- (1) 事業名：進学エンカレッジ推進事業
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで
- (3) 内容事業：詳細は「令和8年度 進学エンカレッジ推進事業 業務委託 企画提案仕様書」を参照

2 主催及び連絡先

- (1) 主催：沖縄県教育庁県立学校教育課
- (2) 連絡先：沖縄県教育庁県立学校教育課 進路指導担当

〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号

TEL (098)866-2715 FAX (098)995-7702

代表 E-mail aa31^{イチ}5028@pref.okinawa.l^{エル}g.jp

※連絡の際の件名は「進学エンカレッジ推進事業 企画提案」とすること。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 旅行業法施行規則第1条の2に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。コンソーシアムの場合には、構成員の1者以上がこの条件をみたすこと。
- (2) 過去2年間に、類似事業の実施、または海外留学・国内大学訪問研修等に関する活動実績を有すること。
- (3) 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の1者以上がこの条件をみたすこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項^{*1} の規定に該当しないものであること。

4 応募の手続

- (1) 企画提案応募要領等の配布：沖縄県教育委員会ホームページ
- ① 掲載期間：令和 8 年 3 月 3 日(火)～令和 8 年 3 月 31 日(火)
 - ② 掲載場所：沖縄県ホームページ及び沖縄県教育委員会ホームページ

5 提出書類

企画提案応募については、以下の【様式 1】を提出すること。

企画提案については、以下の【様式 2】～【様式 5】を各 10 部提出すること。

書類の体裁について、原則として A 4 版横置き、左上 1 箇所綴りとする。ただし、グラフ、表等は必要に応じて A 3 版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。

(1) 【様式 1】企画提案応募申請書

- ① 提出期間：令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 4 月 3 日(金)
- ② 提出方法：「2 主催及び連絡先 (2)」に定める連絡先まで、持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限までに連絡先に到着するよう送付すること。

(2) 【様式 2】企画提案書 ※任意様式

- ① 提出期限：令和 8 年 4 月 3 日(金)
- ② 提出方法：「2 主催及び連絡先 (2)」に定める連絡先まで、持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限までに連絡先に到着するよう送付すること。

(3) 【様式 3】団体等概要表（組織図、業務内容、資格等） ※任意様式

(4) 【様式 4】実績書

(5) 【資料 5】積算資料 ※本事業を実施するにあたって、一切の費用を積算すること。

*1 地方自治法施行(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

6 企画提案書の内容

(1) 「生徒資質・能力向上プログラム」について

企画提案仕様書「4 事業概要」及び「5 業務委託内容」に示された内容を明示すること。

(2) 費用について

- ① 企画提案仕様書「4 事業概要」及び「5 業務委託内容」に係る費用を含めること。
- ② プログラム参加者の選考に係る費用では、選考実施に係る費用、離島からの応募者の旅費もしくは離島での選考実施等に係る費用を含めること。
- ③ 派遣期間中の食費・宿泊費・移動費を含めること。（空港発着等に係るバス等の移動費、離島からの派遣生徒については各離島空港から那覇空港までの往復航空運賃及び宿泊費等）
- ④ 渡航費（沖縄⇄現地間）、空港使用税等を含めること。
- ⑤ 各研修に係る旅費、教材準備代を含めること。（各研修に係る旅費とは、離島からの参加生徒を対象とし、各離島空港から那覇空港までの往復航空運賃及び宿泊費、研修会場までの旅費等をさす。）
- ⑥ プログラムの検証・改善に関するアンケート等の費用、実施報告書作成費用（参加生徒人数＋全高等学校 63 部＋県立学校教育課 20 部）を含めること。
- ⑦ その他必要経費を含めること。詳細については協議すること。

(3) 選考実施及び選考後の結果通知方法について

原則として、客観データ（基礎学力等）と面接（主体性・意欲等）により選考する。ただし、応募状況に応じて、客観データのみで選考を行うこともある。面接会場を確保し、選考及び結果通知については、協議すること。

また、募集定員に空きがある場合は、状況に応じて追加募集を行うことができる。

(4) 選抜生徒及び引率者の派遣について

派遣に関してのプログラムを作成し、移動・宿泊・食事・学習等の手配を行い、全工程が効果的且つ安全に実施されるように留意すること。プログラムの詳細な内容を示すこと。

(5) 県外渡航に係る説明会について

県外研修を実施する場合は、事前に派遣生徒並びに保護者への説明会を実施すること。

(6) 実施内容報告について

研修の振り返りやアンケート等を含めた実施報告書を作成すること。実施報告書の作成にあたっては、プログラムの検証・改善（PDCAサイクルの継続的取組）を図ること。

また、キャリア・ビルドアップ事業全体での効果検証及び情報共有のため、事業を統括するキャリア教育推進事業の委託事業担当者との連絡調整を行うこと。

さらに、キャリア・ビルドアップ事業検証委員会へ参加し、事業報告・協議等を行うこと。

事業途中には「中間報告会」を、全研修終了後には「評価検証委員会」を実施すること。

(7) 精算業務について

精算業務に係る体制について明記すること。

(8) プログラム受け入れ先と受託者との関係について

プログラム受け入れ先の選定方法や受託者との関係等について、また安全面の確保や、連絡体制等について明記すること。

(9) 委託を受けるにあたっての懸念事項等について

懸念事項等があれば記載すること。

7 積算見積及び経費限度額

経費は税抜き額とし、別途消費税額を併記して提出するとともに、進学エンカレッジ推進事業費 76,586 千円以内（消費税込み） の範囲で見積もること。各経費については月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。積算の費目については、概ね以下の内容で提出すること。

- ① 直接人件費： ア 事務局経費
- ② 事業費： ア 旅費 イ 会議費 ウ 印刷製本費 エ その他
- ③ 一般管理費(事業の管理に要する諸経費)
- ④ 消費税（消費税及び地方消費税の税率は 10 パーセントとする。）
- ⑤ その他

8 企画提案プレゼンテーション

(1) 日時： 令和 8 年 4 月 9 日(木) 14:00~17:00

(2) 場所： 沖縄県庁那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 6 号（旧県立図書館）1 階会議室

※状況によって、日時・場所等を変更する可能性がある。

9 企画選定方法

応募のあった提案については、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会において選定する。なお、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否について異議申し立て等は受け付けないものとする。

10 その他

- (1) 提出書類等の作成及びヒアリング等（9 企画選定方法 企画選定委員会）への出席に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書及びその審査内容・経過については公表しない。
- (3) 企画提案仕様書において示した事業内容以外にも、本事業の目的を達成するために必要かつ効果的であると考えられる独自の企画提案があることが望ましい。ただし、提案にあたっては、本事業費の範囲で見積もり、受託者負担とする。
- (4) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を変更する場合がある。
- (5) 本事業を実施するにあたり、責任者を置き、その者はすべての調整に応じること。
- (6) この要領に示されていない事項については、協議の上取り決めること。